

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学業績データベースシステムの運用管理に関する規程

平成23年9月20日
規程第 6 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学業績データベースシステム（以下「データベースシステム」という。）の運用管理及び利用に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 このデータベースシステムは、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における業績等を効率的に収集し、一元的に管理を行うことにより、研究活動・成果に関する情報発信、大学経営、組織及び個人評価等に利用することを目的とする。

(データベースシステムの利用)

第3条 データベースシステムに蓄積されたデータは、データベースシステムに業績データ（以下、単に「データ」という。）を登録する者（以下「データ登録者」という。）が自らのデータを使用するほか、本学として次に掲げる経営・運営上の利用に供する。

- (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2の規定に基づく教員の業績の公表
- (2) 大学経営の基礎資料の作成
- (3) 自己点検及び評価
- (4) 教員の個人評価の基礎資料の作成
- (5) 各種競争的資金に係る申請書及び報告書の作成
- (6) 各種統計調査
- (7) その他学長が特に必要と認める利用

2 前項第1号の業績の公表に係る利用に関し必要な事項は別に定める。

(運用管理体制)

- 第4条 データベースシステムの運用管理は、総合情報基盤センターが行う。
- 2 データベースシステムに関する運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置き、総合情報基盤センター長をもって充てる。
 - 3 データベースシステムの運用管理に関し重要な事項は、総合情報戦略会議において審議する。

(データ登録者)

第5条 データ登録者は、次に掲げる研究者とする。

- (1) 本学に所属する又は所属していた役員及び教員（特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教を含む。以下同じ。）
- (2) 本学に在籍する又は在籍していた学生又は研究員で研究科が認めた者
- (3) その他学長が特に必要と認めた者

(入力義務等)

第6条 常時勤務する役員及び教員は、本学在職中のデータを入力しなければならない。

- 2 前項の入力すべきデータに関し必要な事項は別に定める。
- 3 総合情報基盤センターは、教員の負担軽減のため、データ入力等の利便性の向上に努力するものとする。

(データの責任者)

第7条 データが正確であることの確認は、原則として、データ登録者が自己責任の下、適切に行うものとする。

- 2 運用責任者は、入力されたデータについて、誤り等があるときは、関係するデータ登録者に確認の上、修正することができる。

(利用権限)

第8条 運用責任者は、別に定めるところにより、データベースシステムを利用する者（次条において「システム利用者」という。）に閲覧、集計等の利用権限を付与する。

(利用者の遵守事項)

第9条 システム利用者は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学情報ネットワーク利用に関する倫理規程（平成16年規程第86号）を遵守するとともに、データベースシステム内の情報を公表する際は、特定の個人の不利益にならないよう十分に配慮しなければならない。

(セキュリティ)

第10条 運用責任者は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学情報セキュリティポリシーに従い、不正アクセスの防止その他の必要なセキュリティ対応を行う。

(個人情報の管理)

第11条 データベースシステム内の個人情報の管理は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学個人情報管理規程（平成17年規程第5号）の規定に準じて行うものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、データベースシステムの運用管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。